

Title	江戸伝馬町の鞍判制度
Sub Title	On the system of Kuraban (鞍判), a kind of duties concerning post-horse services taken by Edo-Tenmacho (江戸伝馬町)
Author	松崎, 欣一 (Matsuzaki, Kinichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.259- 277
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今宮新先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0263">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0263</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 江戸伝馬町の鞍判制度

松崎欣一

五街道の起点である江戸日本橋をはさんで大伝馬町と南伝馬町という二つの町があった。両伝馬町は幕府関係の公用旅行者や公用荷物を品川・高井戸（後に内藤新宿）・千住・板橋などへ輸送する任務を担い、そのために必要な人足・伝馬を提供する義務を負って、城下都市としての江戸の建設過程の初期の段階にすでに成立していたものである。この両伝馬町の任務を「道中伝馬役」といったが、一方「江戸廻り伝馬役」というものもあり、これは別に小伝馬町によって負担されていた。両伝馬町に小伝馬町をあわせてよぶ時には三伝馬町と称する。いずれも公用の旅行者と荷物の輸送を行うものであるが、前者が各街道筋へかかり、宿継ぎをして行く必要のあるものであるのに対し、後者は江戸府内に限る輸送という相違点があった。すでに前稿<sup>(1)</sup>においてこの両伝馬町の成立過程及びいかにして道中伝馬役が運営されていたかについてみてきたが、ここでは三伝馬町の伝馬役運営のための助成制度の一つとして行われた「鞍判制度」について、その内容と問題を点を明らかにしてみたい。三伝馬町は無償あるいは低く押えられた御定賃銭によって大量の人足・伝馬を提供しなければならなかったが、諸種の事情からとくに伝馬を確保することが困難であった。そこで伝馬町に対してさまざまな助成が行

われたが、この鞍判制度はその中の最も重要なものであったのである。

なお主要な典拠史料は前稿と同じく「撰要永久録・御用留」である。これは現在東京都公文書館に所蔵されており、また「東京市史稿」各巻に分載収録されている。以下とくに註記しない限り同史料にもとづくものである。

## 二

江戸伝馬町には一般の宿駅のような助郷というものはなかったが、それに代るべき役馬増加の途としては、早くに両伝馬町に附随した四ツ谷及び赤坂の伝馬町の開設があり、続いて承応二年に始められた「鞍判制度」があった。それは主として江戸近在の馬持に対して伝馬町へ御定賃錢によって一定の助役を勤めさせ、その代償として荷鞍に伝馬町の許可印（鞍判）を押し江戸府内あるいは府内からの附出しの駄賃稼を認めるといふものである。逆にいえば伝馬町への助役を勤めなければそうした駄賃稼は認められないのである。これは伝馬町の役馬を増加させるとともに近在馬などの江戸府内の駄賃稼を規制して伝馬町に対して役勤めをする馬持の保護を意図したものであった。鞍判を受けた馬持達はその代表者である「判頭」（小馬頭、馬頭ともいう。附表5参照。）のもとに地域別にまとめられていた。判頭は例えば伝馬役所の伝馬請負人から役馬を差出すよう依頼があると、伝馬役所へ出頭して差出すべき伝馬数や伝馬を差向ける場所と刻限などの指示を受け、伝馬数に相当する切手を受取りそれを配下の馬持へ割りつけて伝馬差立ての準備を整えるというように、伝馬町の意向をうけて配下の馬持を指揮するという任務を持っていた。

ところで駄賃稼が認められる条件すなわち伝馬町への助役については、「撰要永久録」に載せられた各種の記録に異同があり次の二通りの解釈ができる。まず天和二年の脇馬高書<sup>2)</sup>上などにみるように、両伝馬町（大伝馬町、南伝馬町）に対して鞍判馬一疋につき年間二疋すなわち二回、万治三年以後は年間三回の助役を御定賃錢により勤めるといふものであり、

(小伝馬町への助役は別に規定されていたらしい)、一方は享保十四年の触書<sup>3)</sup>などにみるように小伝馬町を含めた三伝馬町に対して年間三疋の助役を勤めるというものである。註記史料にみるように後者の場合にこれは古来御定の通りであるというが、もし前者の規定がその後のある時点で改定されて三伝馬町に対して年間三疋という規定になり、それが現在まで継続しているというのであれば、両伝馬町の助役馬数は従来より減少して不利益となったはずで特記されてよいことなのにこの史料を含めて制度に変更のあったことを伝える記録は全くみられない。「御伝馬方旧記」によつた「大日本交通史―駅通志稿考証」にもこれらの点は明確ではない<sup>4)</sup>。このような疑問点があるけれども一応次に示す史料とも考えあわせて後者の規定に従つて叙述を進めることとする。なお前者の場合の万治三年の役馬の増加というのは、明暦二年十月に南伝馬町内の一部が火除のための広小路として召上げられ役屋敷の減少したことに対する補償を求めることと、江戸府内における牛車、大八車及び品川・千住・板橋三宿々馬の駄賃稼の規制を伝馬町が要請したことの結果のようである。

さて鞍判馬一疋につき年間三回の役勤めということは実際には次のようになされていた。

一 近在其外<sup>5)</sup>江戸内江致出稼来候馬之儀者、年々正月<sup>6)</sup>四月頃迄ニ鞍判請、馬壹疋ニ付壹ケ年助馬三疋ツ、御役馬前々<sup>7)</sup>相勤壹ケ年限鞍判押替候儀御座候、尤大伝馬町鞍判之義者、下谷浅草小石川牛込千住川口川越在青梅八王寺其外在々<sup>8)</sup>之馬斗請来御役馬差出候義ニ御座候得共、右之内ニも在々手遠之場所者御役馬間ニ合不申候ニ付、馬壹疋ニ付壹ケ年分爲役錢壹貫文宛取之御伝馬入用足金ニ付候、南伝馬町鞍判之義を本所大久保四ツ谷市谷麻布芝溝口村二子村外在々<sup>9)</sup>之馬斗り請来、是又手遠之場所者大伝馬町同様役錢取之申候、小伝馬町之義ハ日々御薪方并御春屋御伝馬差出候間手遠之場所<sup>10)</sup>助馬為差出候而<sup>11)</sup>之間ニ合不申候ニ付、不残為役錢、馬壹疋ニ付壹ケ年分錢四百六拾四文宛取之御伝馬入用足金ニ付候、勿論鞍判之義者大伝馬町南伝馬町持場所ニ不構江戸内出稼致候馬之分<sup>12)</sup>を不残鞍判請役錢差出候義ニ御座候

これは天明八年に伝馬役人の差出した書上の一部である。すなわち江戸近在そのほかの脇馬は小伝馬町より鞍判を受けて一疋につき年間四百六十四文の役銭を納める一方、その所在地によって大伝馬町か南伝馬町のいずれかからも鞍判を受けて伝馬役勤めをするかまたは役銭一貫文を納めて都合年間三疋分の助馬役を三伝馬町に対して勤めるというものである。

承応年間にこのような鞍判制度が制定されるまでは、おそらく伝馬町を中心とする江戸府内の馬持と四ツ谷、赤坂伝馬町の提供する助役馬を中心として伝馬役が運営されていたが、それでは不充分となり新たに江戸周辺の馬持を伝馬町へ結びつけることにこの鞍判制度の意義があった。従ってこの制度を実施することによって、第一に伝馬町の役馬を増加させ、第二に地域別に馬持をまとめてその中から代表者を判頭として指名し馬持の組織化をすること、第三に駄賃稼馬の無秩序な江戸流入を規制して従来から伝馬町に結びついていた馬持と新たに鞍判を受けて伝馬町と関係をもった馬持を保護することが意図されたのである。(附表1~5参照)

ところで寛保三年両伝馬町は総計八千二百六十五疋の伝馬を提供しているが、その内訳をみると鞍判馬千二百十一疋、赤坂伝馬町からの助馬千四百五疋であり、残りの五千八百三十七疋分は両伝馬町と駄賃稼馬の雇出しにより賄っている。同じく延享元年には総計八千九十二疋のうち鞍判馬は九百八十五疋である。また文化六年から八年までの間の一年平均で三伝馬町の伝馬入用は総額千七百二十両余であったがそのうち鞍判馬役銭としての収入は八十四両余である。いずれも断片的史料にすぎないが鞍判制度のもつ重要性をみてよいと思われる。しかし鞍判を受けない駄賃稼馬の江戸府内への流入はやまず伝馬町の確保する馬持は次第に減少する方向にあった。関係史料に散見するその数値をみても、初期に鞍判馬数が二千疋あった(年間延数かも知れない)というのは疑問としても、元禄年間までは七百疋前後あったものが享保十一年には四百五十三疋となり、さらに寛政元年には二百四十五疋となっているのである。従って鞍判馬の増加、すなわち無判馬の規制は伝馬町と伝馬町関係の馬持にとって常に問題となるところであった。次に伝馬町が町奉行所に対して駄賃稼馬の規

附表1 天和2年5月・両伝馬町助馬（鞍判馬）所在地

三河島村	疋 47	小石川金 杉	疋 49	下巢鴨村	疋 14	元鳥越	疋 13	北 沢	疋 6
早稲田村	36	小石川餌 指町		上巢鴨村	24	浅草御蔵 前	7	青山原宿	13
雑司谷村	14	駒込村	14	芝金杉村	17	馬喰町	3	四谷追分	21
小塚原村	19	苗木村		芝札之辻	14	日比谷町	57	四谷御簞 笥町	27
今戸村	8	下谷金杉 村	40	芝田町	7	芝門前町	3	河田久保	13
新鳥越村	8	牛 島	5	芝三田町	7	上渋谷村	5	牛込肴棚	41
関口村	12	駒 形	6	西久保町	9	中渋谷村	14	總計	
小日向築 地	19	諏訪町	5	麻布新町	14	下渋谷村	14	646疋	

附表2 元禄13年2月・両伝馬町助馬（鞍判馬）所在地

谷 中	疋 13	駒 込	疋 9	青山久保 町	疋 32	日比谷筋	疋 58	浅草筋	疋 58
雑司谷	28	神 田	14	北沢村	21	小石川筋	79	下谷筋	15
須和町	14	芝新銭座	7	大久保村	23	四ッ谷筋	47	巢 鴨	35
本所石原	10	西久保飯 倉町	29	小石川早 稲田	9	芝 筋	69	牛込筋	43
小塚原	9	麻布本村	9	三 田	3	渋谷筋	31	三川嶋	31

總計 700疋

附表3 享保11年3月・両伝馬町助馬（鞍判馬）所在地

大伝馬町助馬 228疋	町屋村	小石川	芝口町	早稲田
	本 郷	橋場村	西久保	芝金杉
三河嶋	早稲田	雑司谷	青 山	大 崎
浅 草	下 谷	南伝馬町助馬 225疋	芝松本町	本 所
巢 鴨	染 井		渋谷	芝札之辻

附表4 享保14年3月・江戸表駄賃稼馬所在地

橋場町	青山原宿町	今井本村	葛西領寺島村	上目黒村	桐ヶ谷村
小塚原町	宮益町	市谷本村町	" 大戸村	中目黒村	戸越村
中村新町	北沢村	雑司谷四ツ谷町	" 須田村	下目黒村	目黒日向村
三河嶋町	麻布広尾新田	雑司谷村	" 堀切村	青山五十人町	弥生間村
上尾久村	" 竜土町	雑司谷慈照院門前	" 善左衛門新田	隠田村	小石川大原町
下尾久村	" 堀留新網町	巢鴨原町	" 四ツ木村	上渋谷村	" 五軒町
谷中村	" 笠町	岸村	" 若宮村	中渋谷村	" 清戸村
原宿	" 本村町	千住宿	本郷四丁目	下渋谷村	" 久保町
下谷坂本村	" 桜田町	町屋村	" 金助町	上豊沢村	牛込田ヶ久保町
上野町	芝田町2丁目	田端村	神田旅籠町新田	下豊沢村	" 改代町
下谷金杉村	芝金杉中通2丁目	箕輪村	四ツ谷内藤新宿	白金村	" 早稲田町
下谷町	三田町	下谷通新町	" 大宗寺門前	芝口一丁目	" 中里町
駒込上駒込村 下駒込村	西久保飯倉町	駒込浅賀町	" 角筈村	" 二丁目	" 馬場下町
浅草山之宿町	高輪村	" 道坂村	" 千駄谷村之内幡ヶ谷村	芝口西側敷	" 下戸塚村
" 駒形町	小石川金杉水道町	" 四軒寺町	鳴子宿柏木村本正寺門前	芝新銭座	" 久保町
" 花川戸町	" 土取場	" 片町	柏木村淀橋	" 湊町	" 高田村
" 今戸町	小石川伝通院前	浅草山川町	四ツ谷御簞笥町	" 新網町	" 宗参寺門前
" 並木町	市谷柳町	" 元三十三間堂跡	西大久保村	" 松本町	" 源兵衛村
" 山谷町	関口水道町	" 阿部川町	東大久保村	" 田町2丁目横新町	" 落合村
" 新鳥越町	小日向水道町	本所番場所	大久保新田	" 馬町	高田馬場新田
" 元鳥越町	" 台町	" 緑町	" 諏訪村	上大崎村	高田村
四谷内藤新宿 天竜寺門前	" 西古川町	" 相生町	千駄ヶ谷村	下大崎村	護国寺門前
角筈村新町	牛込肴町	" 横網小泉町	代々木村	品川居木橋村	巢鴨本村
赤坂一本町	" 榎町	" 四ツ目清水町	代々木深町	今里村	" 上村新田

附表5 安永8年8月・判頭名一覽

牛込 勘四郎	渋谷 作右衛門	本所 六郎兵衛	駒込道坂 長左衛門	橋場 仁左衛門
中野 今右衛門	大崎 次兵衛	寺嶋 与兵衛	改代町 久兵衛	阿部川町 庄次郎
鳴子 善兵衛	麻布新町 惣左衛門	須田 弥五兵衛	小石川金網 勘右衛門	三谷 三三郎
四谷新宿 善右衛門	麻布新町 勘次	牛込中里 権右衛門	染井 市郎兵衛	本所寺嶋 長右衛門
青山 万右衛門	麻布十番 甚左衛門	湯嶋 才兵衛	巢鴨 文左衛門	下谷坂下入谷 三右衛門
渋谷 安左衛門	麻布十番 徳左衛門	音羽町 長十郎	巢鴨 佐五右衛門	三河嶋 久右衛門
渋谷 勘左衛門	金杉 勘兵衛	雑司谷 十三郎	浅草福井町 久七	

江戸伝馬町の鞍判制度

制を徹底させて欲しいと訴えた享保十四年と天明八年前後の事情を中心として鞍判制度の諸問題に触れてみよう。

三

享保十二年四月、伝馬町に役勤めをする馬持達から大八車の進出により困窮しているという訴えを受けた馬込勘解由以下の伝馬役人は次のような訴状を町奉行所に提出している。すなわち、先年行われていた大八車の助役銀制度（一輛につき一か月銀一匁宛を三伝馬町へ納入する）が廃止された為に再び町々の問屋は勿論一般の商人に至るまでが大八車を持ち損料貸をするようにまでなった。従って馬の荷物が減少している。その上幕府や諸大名の米蔵から出される扶持米や江戸からの附出し荷物の運搬は鞍判馬の特権として認められたものであるのに、近年は取締りに難儀をするほど無判の百姓馬が夥敷く入り込んで来てこれを侵害している。この上伝馬町関係の馬持が困窮して身代を潰す者が多くなつては伝馬御用にも差支えることになる。ついでには商品荷物について馬と大八車それぞれにつけるべきものを分けて指定することあるいは大八車の数を制限することのいずれかを決定し、併せて無判馬の江戸府内での駄賃稼を禁ずる触書を再度発令されたいというもの

である。翌五月には町年寄喜多村からの問合せに対して荷分けについては、馬の荷物を俵物類・筒物類・炭薪類・水菓子類として、大八車の荷物を材木・竹丸太・土・砂・石・砂利・瓦・鉄金物類・樽類・石灰・屋道具・畳・樽木とすること、車数を干輛とすることを願出ている。その後何回かの調査があり最終的には享保十四年四月二日に触書(註3史料)が出されている。結局のところ主眼とした荷物分けと車数制限は認められずに承応年間の鞍判制度創始の趣旨が確認されただけであったが、この触書は四月六日より十六日までの間に順次近在へ、また江戸市中へは四月十九日に触れ出されている。こうして八月廿八日には三伝馬町の伝馬役人以下によって鞍判改めが浅草蔵前から駒形、千住方面において行われ、九月二日には松村町から木挽町通り、汐留、愛宕下から松本町、新網、十番、伊皿子、芝大木戸方面において行われているのである。

さてこうした鞍判制度の再確認は諸方面に改めて影響を与えることになったが、まず問題となったのは千住、板橋、品川三宿の宿馬であった。千住宿は四月に、板橋及び品川宿は八月にそれぞれ願書を町奉行所に提出している。いずれももし宿馬が鞍判を受けて江戸稼を公認されると宿勤めがおろそかになることは必定であるから従来通り宿馬に鞍判を受けることは免除されたいという趣旨のものである。例えば品川宿の願書には、

——(略)——此度鞍判御触書幸ニ奉存江戸稼致自由候筋ニ相成候得を、右之通身勞仕相勤候御役人方稼勝手宜敷鞍判ニ御座候故、附込候馬を不及申上、御役順番間在之者共追稼駄賃ニ掛り江戸ニ徘徊仕、其日中立帰り可申様無御座候得を、御往来継立及遅滞宿場御作法も相洩不時御往来多キ時分追返し遣ひ候義も難成、畢境往還御用御差支之基ニ罷成候間——(略)——

とあり、宿馬にとって本来の役勤めよりも江戸市中での駄賃稼が大いに魅力あるものであったことが知られるのである。結局八月十五日、三宿共に従来通り鞍判を免除すること、従って江戸稼ぎは禁止することが申渡されている。

諸大名や武士が参観交代などで江戸を出立する時に使用する馬についても改めて問題が生じている。伝馬町は一般の宿駅の間屋とは違って私用の人馬を差立てることをしなかつたので武士はこうした場合に何等かの方法で伝馬の雇出しをしなければならなかつた。伝馬町の反対によって結局は許可されなかつたらしいが安永八年にはこのような需要を対象として、八丁堀松屋町源兵衛店武兵衛、佐内町佐兵衛店佐太郎兩名が馬二百疋を常備する江戸附出馬問屋設立の出願をしているほどである。ところで享保十四年九月石川主殿頭の江戸出立にあたって、下谷長者町家主勘左衛門方に滞在していた旅人の伏見屋勘兵衛なる者が通し馬を請負い、無判馬によって江戸附出しを行うことが起つた。伝馬町の調査に対して勘兵衛は請負つた通し馬はすべて主殿頭様へ売渡し御手前馬として附出しをしたのであると弁解したが、伝馬町は町奉行所に訴えたので勘兵衛は証文を入れて内済ということになった。町奉行所からは伝馬町に対して屋敷方のことで遠慮もあろうが大名通し馬であっても無判馬は発見次第に捕えるようにとの指示が出されている。また同年九月には有馬左衛門佐の出立にあたり品川宿より無判馬が雇出されて問題となつたような例もある。有馬家に入出する芝口二丁目家持善左衛門が請負いをして同町彦兵衛店次郎兵衛を通して品川宿の家持清左衛門、七兵衛、八右衛門の三名に依頼し無判馬四十六疋を差出したのである。江戸馬持の連絡により調査をした伝馬町は一応附出しだけは認めてすぐに町奉行所へ訴えてそれぞれから証文を取りつけている。ところで享保十六年九月に伝馬町が相談を取りまとめ町奉行所の了解を求めた事項の中に武家方の附出しに関する次のような一項がある。それは武家の参勤交代で江戸へ来た領分の馬持、京・大坂・伏見の者で再び帰り馬を利用する者、近在の馬持で武家屋敷の掃除を請負っている者、品川・千住・板橋宿と連絡をもつ素人町人などで江戸を出立する武家の駄賃荷物を請負う例が多い。江戸馬持が発見してその連絡で調査をするが出立直前になってしまうので無判馬があつても見逃すことになる。後刻請負人に面談すると他国の者で当地不案内であるとか、素人ゆえ事情を知らなかつたと言訳をして江戸馬持と争いを起しかねない。今後このような請負いをする者はあらかじめ伝馬町へ届

出て指示を受けるようにして欲しい。他国の者の場合は江戸宿の者が指示をして届出るようにされたい。もし鞍判馬のみで不足の場合は伝馬町が配慮するというものである。江戸出立に要する大量の人馬がどのようなにして準備され、そしてそれが伝馬町関係の馬持にどのような影響を与えたかを窺い得て興味深い。

近在遠在より荷物を附けて江戸へやって来た馬持が帰り馬に江戸荷物をつけて行くことも江戸馬持の稼ぎの場を侵害するものとして問題となっていた。

享保十四年十月、斎藤善六郎代官所武州秩父郡薄村、飯田村、下鹿野村、下谷田村の百姓十六人は町奉行所に対して自分荷物の江戸附出しを認めてくれるようにと次のような訴状を提出している。すなわち私共は二疋の馬を引き江戸へ出て、国元の大豆、小豆・紙・煙草・蒟蒻玉などを売払い、塩などの国元で入用の物を買調べて帰っている。往復五日程のこの往来は元来秩父郡が幕府領となつて元和九年以来、年貢として漆と製紙原料のかしきかつを浅草の御蔵あるいは代官屋敷へ運ぶことを命ぜられてからのことである。船積みにし欲しいと願つたが許可されなかつたのである。その後かしきかつは江戸の水にあわず紙の出来上りが良くないので紙すきは秩父領で行われることになつた。しかし元禄十六年の大地震の翌年には公儀御用の栗丸太、杉丸太、摺縄などを代官細田伊左衛門の屋敷へ附送っている。年貢漆は享保十年河原清兵衛代官の時以来金納になつた。享保十年には弓木、鍍木を附送り上納している。この様に私共の往来は由緒あるものであり、また「田畑大悪場」の村々にある私共にとつてこの往来を差止められては御年貢金にも差支えるし百姓相続もならなくなつてしまう。船積みになると一本木河岸という所まで陸路十二、三里ありそこから江戸までは三四十里の水路であつて便利が悪い。是非とも従前通りに「馬附ケ式正追ニ而国元之諸色附送り売払、塩小買物等附送帰り、所通用為致金子廻り方能ク御年貢御上納之為ニ仕候御事」を許可されたいというものである。これに対して伝馬町側は本荷鞍ではなく草苴鞍をつけたこのような在馬を改めることはしないと回答している。駄賃稼を目的として江戸荷物を附け出すのでないな

らば認めるといふわけである。比較的穏やかな態度を示しているのは幕府領の年貢輸送が関係している上に、年に五六度の往復であつて江戸馬持に対してさしたる影響を与えないといふ配慮によるものであらう。

甲州八代郡山家村の百姓の訴えの場合にはまた次のようである。山家村の百姓は先年より市川紙・煙草・梨子などを二駄につけ金二分位の駄賃錢で江戸表へ附送り、また鏢三百七十八文から四百文位で江戸市中の間屋の甲州向けの荷物を附帰つて年貢上納にあてている。ところが伝馬町の改めが厳しくなり新宿までは伝馬町馬を使用しなければならなくなった。その賃錢に七十文から二百文位かかる上に伝馬町馬の一駄分は甲州馬二疋に分けて賃錢を払う。しかも伝馬町馬は遅延しがちなので新宿に逗留することもあり、その時は馬二疋馬方一人で三四五十五文程支払わねばならない。これでは全く稼ぎにならず地味の良くない山間の村方にある私共は年貢上納も滞ることになる。是非とも直馬による附出しを認めて欲しいといふものである。伝馬町側はこれに対して江戸表より附出しの馬は一応すべて改めるが、遠国から荷物をつけて来て江戸で「少々入用之物」を調達して帰るのは禁止してないと答えている。この訴訟は享保十五年二月のことであつたが、翌十六年十月町奉行所に訴訟を出した萩原源八郎代官所武州多摩郡拝島領五か村の場合も、やはり年貢上納に充てるための江戸下町から八王寺町までの荷物附出し駄賃稼が出来ず迷惑しているといふものであつて、伝馬町は同郡で鞍判を受けている他村の例をあげて江戸荷物附出しを自由に行うためには鞍判を受ければ良いとしている。自己消費のものを少量だけ買入れて国元へ附帰ることは許容されたのであるが、江戸表の間屋などから駄賃稼を目的として附出しをすることは江戸馬持の特権を犯すものとして規制されたのである。

このようにして近在遠在の百姓馬の駄賃稼が改めて規制されたのでこれらの地方に販路を持った江戸商人が影響を受けることになった。青山五十人町家主嘉兵衛、同小左衛門、同所浅川町家主九右衛門、同所若松町家主清兵衛は享保十四年六月に早くも町奉行所に訴状を提出している。この訴状に言うところは私共は武州稲毛領筋その他相模辺の所々へ、酒・

煙草・塩などを販売している。ところが今度無判馬の荷物附出しが禁止されたので、近在から薪などを江戸筋へ売込みに来た者が帰り馬に私共の所から酒・煙草などを調達して行くということをしなくなってしまった。江戸馬に荷をつけて売込むにしても定った売場もないのでそれもならず当分商売を中止しなければならぬ。これでは在々の者も迷惑するであろう。ついでには小荷駄御定抗より外にある場末の私共には触書の適用を免除して欲しいというものである。小荷駄御定抗とは寛文十二年の規定によれば、両国橋口、浅草橋口、柳原新シ橋口、同和泉橋口、筋違橋口、小石川水道橋口、田安御門橋口、牛込御門橋口、四谷御門橋口、赤坂御門橋口、浅布台鍋島屋敷辻、西ヶ久保土器町四辻、芝金杉橋口に設けられたもので、近在からの荷附馬や駄賃稼馬の馬方はこれより内では騎乗することを禁止されていたものである。この規定を触書免除に結びつけようとするのはいささか無理であった。伝馬町はさっそく反論を提出して鞍判制度は小荷駄御定抗の規定とは無関係である。青山五十人町、浅川町、若松町は上渋谷、中渋谷、下渋谷の馬継所より内側にあるのだから当然伝馬町の無判馬江戸荷物附出しの検査対象となる。また帰り馬の江戸荷物附出しを認めればすべての無判馬が帰り馬であると称して駄賃稼をするようになり江戸馬持の迷惑となると述べている。この反論が入れられて嘉兵衛達の要望は認められなかった。ところが問題はこれで決着とはならなかった。享保十六年十月伝馬町の下役人が嘉兵衛方より武州吉沢村百姓庄右衛門、市郎右衛門兩名の酒樽をつけた無判馬を発見したのである。二疋の馬に酒二樽ずつを附けていたのであるが嘉兵衛側は自分馬に自分荷物として、しかも一樽分の酒を二樽に分けて積んだのであるから一駄荷とはなっていない（駄賃稼ではなく自分荷物として一駄荷にならないものなら江戸附出しを許容されることになっていた）と主張したが認められず嘉兵衛及び五人組の善兵衛、新右衛門兩名は牢舎ということになった。入牢したのは身替りの手代であったという事件もあったが結局のところ伝馬町側の取りなしもあり嘉兵衛に対して過料十貫文ということで落着いたのである。またこの時以来「下駄判」の制度が新しく生れている。すなわち例えばこの嘉兵衛が毎年役銭を出して伝馬町の焼印を押しした「下駄」を受取

り、これを在馬に所持させて嘉兵衛の荷物の附出しをするというものである。鞍判制度を適用しにくかったものに便法を作り出したわけである。しかし鞍判制度を崩すことになるためかこれは少数の特定の者にしか許可されなかったようである。そして文政八年には「紛敷事も有之に付」として伝馬町は下駄判を取りあげてこの制度を廃止しているのである。この時に下駄判を取上げられた者は、麴町十三丁目松屋吉蔵（下駄判六足分）、市谷八幡町万屋利兵衛（八足分）、青山久保町伊勢屋与兵衛（二足分）、品川台町加藤屋五郎兵衛（五足分）、登戸村玉川屋弥兵衛（五足分）、の五名廿六足分であった。ところで四ツ谷伝馬町田村安兵衛は次のような証文を残している。

#### 差上申一札之事

一私儀酒商売仕来候所、年々商内向手広ニ罷成、青梅八王寺辺山方馬共江右荷物附送り申度奉存候処、在方無判鞍馬持之儀ニ付荷物付出差支難儀至極仕候間、何卒下駄判五足分御焼印押御差免御渡被下候様仕度、左候ハ、荷物付出候時々馬持共江下駄判為持附出申度段判頭今右衛門を以御願申上候処、右之趣三伝馬御役所掛合之上御勘弁を以御聞濟五足分下駄判御渡被成下難有奉存候、然ル上を商売向酒荷物之外決而取用申間敷候、勿論他江貨物等ニを不相成段被仰渡奉畏候、万一以来下駄判差障相成候様江戸馬持共申上候節を何時成共下駄判御取上御差止可被成、且又御役銭年々早春御判押替之節無滞相納可申旨被仰渡是又奉畏候、急度相守可申候為後日一札差上申候仍如件

文化七年九月七日

四谷伝馬町式丁目

訴訟人 田村屋安兵衛

中野判頭

証人 今右衛門

南伝馬御役所

江戸伝馬町の鞍判制度

(二七一) 二七一

このほかにこういった証文を見ることのできる例として安永九年五月に赤坂表伝馬町一丁目家主で醬油商売をしていた兵四郎の下駄判五疋分、文化七年九月に小石川春日町で酒商売をしていた伊勢屋善兵衛の下駄判五疋分などがある。つまりいずれも江戸中心の市街でない点が注目されるが、下駄判の制度とは酒や醬油を扱う商人が在々への販路を確保するため伝馬町に対して役銭を納めて証印をした下駄を受取り、鞍判を受けていない百姓馬にそれを所持させた上でそれらの商品を送送させるという方法なのである。いずれにせよこのようにして一方では年貢上納金に充てるべきものを中心とする現金収入やあるいは国元での必需品を調達するという必要のあった在方の馬持達の要求と、他方では商品の販路と輸送手段を確保したいという江戸周辺部の問屋商人達の要求があり、それらが合致してこうした便法が生まれ、あるいはまた無判馬が横行するという現象を生みだしていたのである。

## 四

こうして享保十四年の触書によって伝馬町の助役馬を増加させまたそれらの馬持を保護すべく無判馬の取締りが行われたが、一片の法令と伝馬役人の努力のみでは現実に強い社会的要求のある駄賃稼馬の江戸府内への流入を押えることは不可能であった。元文五年になってそれまで毎年改めていた鞍判を永代判にし、十五年後の宝暦五年には再び毎年改めを復活し併せて鞍判改方についての基本方針を再確認している。鞍判はエト判と称して毎年正月末頃から押替えをしていたが、病馬であるとか稼ぎを止めたとかいって判を受けに来なかつたりあるいは引延したりする馬持が多くあって、こと年の前半は助役馬数が減少するという傾向があった。そこで永代判として鞍判を返却しないうちには江戸稼ぎをしていなくとも助馬を負担しなければならぬとしたがそれも順調に行かずまた旧に復しているのである。さらに安永八年にも同様の申合せをして一か月に九日ずつ無判馬の改めに出ること、無判馬を発見したら荷主から

一私商売物何国何方誰方江差遣候ニ付何方迄駄賃何程相極何方鞍判無之馬ニ附出候所途中ニ而御改ニ逢右荷物并馬士誰  
無判之鞍共私方江御渡被成慥ニ預り置申候右荷物貫目無相違候尤馬士儀御用之節何時成共召連可罷出候為後日仍如  
件

というような預り書を取ることを取り決めたりしている。無判馬の問題は一向に解決されていなかったのである。

延享元年には小川新右衛門代官所甲州九一色郷八代郡十四か村の百姓が家康より得た諸商売免許の朱印状を持って江戸  
附出しの駄賃稼を認めるようにと勘定奉行に対して申し出るといふことが起つてゐる。九一色郷は甲州道中や中山道など  
にも進出して各地の宿場と争いを起し多くは有利な裁決を受けてゐるが、江戸伝馬町はこれに対して享保十四年の御触流  
をそのまましておき、しかも先年行われた同国同郡山家村に対する裁決も承知してゐるのであるのに今頃になり願出る  
とは心得がたい。助馬役を勤めない在馬の江戸附出しは認められない。但し一駄荷とならない自分調荷物を草鞍につけて  
帰るだけは容認すると従来通りの方針を述べて延享元年八月に裁許を受けてゐる。江戸近在の宿馬もまた相変らず問題  
を起してゐた。元文三年五月には四ツ谷馬持藤兵衛ほかが座光寺善兵衛の帰国にあたり附出人馬を請負い宿馬九疋を差出  
した下高井戸宿伝馬請負人佐五右衛門、七兵衛両名を発見し、宝暦七年十月には神田鍛冶町二丁目と紺屋町二丁目代地か  
らの荷物を附出している川口宿百姓兩人を伝馬町役人が発見しそれぞれ訖証文を取つてゐる。また天明八年五月の品川宿  
の無判馬の一件は問題がやや複雑であつた。細川越中守より品川宿に附出し馬五十九疋の依頼があつた。この時細川側か  
ら前年に板橋宿伝兵衛に請負いをさせたところ、鞍判改めに行逢つて不始末を起してゐるから注意をするようにと申入れ  
があり、品川宿馬持孫四郎から相談を受けた伝馬町の伝馬請負人である芝口の清三郎は自分の名前で附出しをすれば問題  
はないといひ、品川宿はそれによつて附出しを請負つたのである。それぞれに鞍判制度の趣旨を知りながらそれを犯して  
ゐるわけである。とくに伝馬町側に立つべき者にも規則に触れる行為をする者のあらわれてゐるほどのこの制度自身に無理

の生じていたことが知られるのである。なお清三郎は伝馬町の役馬請負取放ちとなるはずであったが家主の謝罪もあって処分は実施されなかったらしい。元來、武家の参勤交代等による荷物物の江戸附出しは江戸の馬持が請負うものであったが、江戸馬持が品川宿等へ附出しをした場合に増銭を払わないと品川宿で継送りを拒否して江戸馬がそのまま次へ継越しをしなければならぬようなことがあった。そこで公式な機関をさけて「御武家方ニ而者無判馬等ニ而附出候義者御嫌不成請負直段下直成者江被仰付候様ニ成行候」という事にもなり前述のような諸種の紛争を起しているのである。

こうして無判馬の取締りに手を焼いた伝馬町は、天明八年五月町奉行所に対して再度享保十四年の触書の趣旨を徹底すべく御触流を願いたいと申出たのである。その訴状は前回の触書の趣旨が忘れられて在方の者は勿論のこと江戸の諸商人までが無判馬で江戸附出しをしているし、周辺の宿々の問屋共もやはり武家方の附出荷物を請負って無判馬を使用している。そのために江戸馬持の稼ぎが薄れて渡世を離れ馬数が減少しているので伝馬役運営に支障を来し三伝馬町町人一同難儀をしていると述べている。この訴状で注意されるのは再度の御触流を願出るにあたり「此度武蔵下総相模甲斐右四か国を江戸表致出稼候馬多有之候ニ付右国々在々并江戸内共」と書き記していることである。鞍判制度創設当初にその対象となったのは江戸城外郭周辺の馬持であり駄賃稼が問題となる近在馬・在馬とはこのあたりのものをさしていた。その後次第により多くの地域からそして遠方からの駄賃稼馬が目立つようになって行ったが、しかし享保十四年の訴状にもまだ「近在を無判之百姓馬共夥敷入込」としてしか表現されていない。ここで具体的に武蔵、下総、相模、甲斐と広範囲な国名を挙げて取締りが要請されているのはそれだけより多くの地域からの無判馬が問題となっていたことを示すと思われるのである。訴状提出後に何回も行われた町奉行や町年寄による取調の中でも。

一 甲斐武蔵下総相模右四ヶ国御触流御願申上候趣意之儀者、甲州を猿橋八代郡其外、相州を小田原大磯鎌倉辺、武州を八王寺青梅領稲毛領岩槻領王子在、下総を小金領松戸宿新宿辺、右在々々水菓子類多参紛反物類雜穀前栽物魚荷

物之類御当地ニ附参り帰り馬ニ商人荷物附出駄賃取致稼仕候ニ付、猥ニ相成鞍判改行届兼候ニ付右四ヶ国在々江戸御  
触流奉願上候儀ニ御座候

としてとくにこの問題を取りあげているのである。また無判馬の取締り自体が充分に行われにくいのも一つの問題点であった。同じ伝馬町側の回答の中にこの点が説明されている。すなわち鞍判改めは三伝馬町により毎月九回行われていた。そして江戸馬持の無判馬を発見した場合は荷物を荷主に預け荷鞍は伝馬町側に没収するが、在方の無判馬の場合は荷物、馬、馬士ともに荷主へ預け詔証文を取り鞍判を受けることを約束させるという手続を取っていた。そして例えば本町通り町筋の商人荷物が発見された場合には発見地から本町まで連れ戻すので一日に一疋ないし二疋位しか検査できないというのである。これでは伝馬町の改めに行逢ったのが不運というもので鞍判制度そのものが根本的に考慮されなければならぬ状態になっていたのである。しかしこの後、寛政九年と享和元年にも伝馬町から訴願が行われているが根本的改正なども考えられず結局のところ享和三年七月にこの再触流の訴えは取り下げられているのである。四か国にも触流しを願い出した点をさすのであろうか、「新規之廉も有之容易ニも御聞濟難被遊」として願い下げが指示され、「当時馬持共場所付之義も余程入組相違仕候間得与相調御願申上度奉存候」として訴状の取り下げが行われたのである。根本的解決策が見出し得ず放置されたとみるべきであらうか。

この後も無判馬に関する問題は起きている。寛政八年五月には松平讃岐守の江戸出立について無判馬十五疋を提供した品川宿馬持が処分されている。文化元年には先きの下駄判によく似たものであるが内藤新宿中馬宿の京屋宇右衛門、万屋忠兵衛、稻毛屋弥兵衛が年間十六疋分の役銭九十貫文を納めることで鑑札を下附願いそれを甲州信州両国より中馬稼に江戸へ来ている者に渡して江戸稼をさせることを願い出て伝馬町に許可を受けている。これは中馬宿の者が伝馬町との間に立って取りなしをする手数を省こうとするものであった。六十疋分とは年間に往来する中馬持の数に見合ったものであり

九十貫文は荷主と問屋及び中馬持からの口銭によるものである。文化二年には武州上保谷村、下保谷村、本宿村、青柳村、四ツ谷村の五十六疋分の馬持が作間に炭を江戸表へ附込み、帰り馬で清ねぎやみかななどを附出するために鞍判を願っている。但しこの往來は作間に行われて数少いので半役にして欲しいとしている。交渉の結果、年内の無判稼ぎを許可され、翌文化三年より戸越村判頭万右衛門の組下に入り、さらに翌年からは伝馬町の直判を受けるようになっていた。

このようにして鞍判制度は道中伝馬役を負担する大伝馬町及び南伝馬町と、江戸廻り伝馬役を負担する小伝馬町に対してその助役馬を確保する方法として実施されたわけである。そしてそれは伝馬町、江戸馬持、宿馬持、近在遠在の馬持そしてそれらの利用者である武家や商人、それぞれに利害関係が少くも一致せず種々の問題を生じたけれども承応二年の創始以来、伝馬町の伝馬役運営とそれをめぐる江戸の交通事情に多くの影響を与えていたのである。

註

(1) 拙稿「江戸両伝馬町の成立過程及び機能」(慶応義塾志木高等学校研究紀要第一集)所収)同「江戸両伝馬町の道中伝馬役運営」(史学)42-1所収)

(2) 脇馬高書上

承応二年巳年脇馬御定之駄賃錢ニ而両伝馬町江助馬之儀壹ケ年ニ馬壹疋ニ付式疋通被仰付候、其以後万治三年子年ニ両伝馬町江御定之駄賃錢ニ而壹ケ年ニ馬壹疋ニ付壹疋通被仰付右口式口合壹ケ年ニ馬壹疋ニ付両伝馬町江三疋通御定之駄賃錢ニ而助馬被仰付被下候、其時分を助馬式千匹余御座候処ニ只今を減少仕如此御座候

(3) ——(略)——無印之馬江戸表江駄賃稼致候義猥ニ成候間、

先年之通三伝馬町を焼印無之馬を江戸稼不仕候様ニ御触之義相願候、依之此儀願之通被仰付候、万治年中御書付之趣此度御改御下知書御連判ニ而御認被下候間難有可存候段——(略)——

覚

江戸廻近在所々より江戸表江出稼致候駄賃馬之儀、伝馬町ニ而鞍判を請壹ケ年に助馬三疋宛駄賃取出之伝馬町下知を可請、若無同心ニおゐてハ江戸表よて駄賃取候儀、可為無用旨ニ万治年中御触有之候処、近キ頃を鞍判も不取猥ニ江戸表江罷出口々江附出し馬請負并御当地ニ而駄賃取候もの多有之由ニ候、此以後を古來御定之通壹ケ年駄賃馬壹疋ニ付助馬三疋宛三伝馬町江急度差出し鞍判請可申候、若鞍判不取候而江戸町々江出駄賃取候歟、助馬難渋いたし候者有之候ハ、馬持当人も不及甲其所之名

主年寄五人組迄急度曲事可申附候、尤右之距江戸三伝馬町之者  
共江改申附置違背之者会之ヲ召捕月番之町奉行所江訴出候筈ニ  
申付候間此旨愈可相守者也

享保十四巳酉年三月 (三奉行連署・略)

(4) 「大日本交通史・駅通志稿考証」一七四・一七八・二四三  
ページ

(5) 児玉幸多「江戸伝馬町の助成制度」〔学習院大学政治経済  
学部研究年報六〕所収)